附則第十八条の四第一項中「附則第三十五条の二の二第二項」を「附則第三十五条の二の三第二項」に改め、同条第三項中「第二十五条の十の二第二十三項第三号」を「第二十五条の十の二第二十二項第三号」に、「附則第三十五条の二第一項」を「附則第三十五条の二の二第一項」に改め、同条第四項中「附則第三十五条の二第一項」を「附則第三十五条の二の二第一項」に、「株式等に」を「上場株式等に」に、「第三十五条の三第六項」を「第三十五条の三第八項」に、「附則第十八条第二項」を「附則第十八条の二第二項」に改め、同条第七項中「第二十五条の十の二第二十三項第三号」を「第二十五条の十の二第二十二項第三号」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に、「株式等に」を「上場株式等に」に、「第三十五条の三第十四項」を「第三十五条の三第十三項」に改め、同条第八項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に、「株式等に」を「上場株式等に」に、「第三十五条の三第十四項」を「第三十五条の三第十三項」に改め、同条第九項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に、「株式等に」を「上場株式等に」に改める。

附則第十八条の四の二第一項中「この条において同じ。」に」を「この項及び第十項において同じ。」に、「配当所得の金額」を「利子所得の金額及び配当所得の金額」に改め、「以外の」の下に「利子等（所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。第十項において同じ。）及び」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項第七号」を「第二十三条第一項第十六号」に改め、同条第三項中「源泉徴収選択口座内配当等」の下に「（法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。次項、第五項及び第八項において同じ。）」を加え、同条第六項中「法附則第三十五条の二の四第一項に」を「同号に」に、「法附則第三十五条の二の四第一項の」を「租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項の」に、「第二十四条第一項第七号」を「附則第三十五条の二の五第三項第二号」に、「附則第三十五条の二の四第二項」を「附則第三十五条の二の五第三項第二号」に改め、同条第七項中「法附則第三十五条の二の四第二項」を「租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項」に改め、同条第十項中「配当所得の金額の」を「利子所得の金額及び配当所得の金額と当該」に、「の配当等に係る」を「の利子等及び配当等に係る利子所得の金額及び」に、「配当所得の金額を」を「利子所得の金額及び配当所得の金額を」に改める。

附則第十八条の五第二項中「株式等に」を「上場株式等に」に改め、同条第三項中「の株式等」を「の上場株式等」に、「株式等を」を「上場株式等を」に、「当該株式等」を「当該上場株式等」に改め、「金額、」及び「金額又は」の下に「当該上場株式等の譲渡に係る」を加え、同条第四項第二号中「の上場株式等」を「上場株式等」に、「附則第三十五条の二第四項第三号」を「附則第三十五条の二第四項第五号」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第五項中「附則第十六条の二の十一第一項」を「附則第十六条の二の十一第二項」に改め、同条第十一項中「株式等」を「上場株式等」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の二第五項第三号」を「附則第三十五条の二第四項第三号」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の二第四項第五号」を「附則第三十五条の二第四項第六号」に、「附則第十八条の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第五項第五号」を「附則第三十五条の二第四項第七号」に改め、同項第三号及び第四号中「附則第十八条第五項」を「附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項」に改め、同条第十二項の表法第三十二条第三項の項中「第二十五条の十二の二第二十一項第一号」を「第二十五条の十二の二第二十三項第一号」に改め、同条第十四項中「株式等に」を「上場株式等に」に改め、同条第十五項中「の株式等」を「の上場株式等」に、「当該上場株式等」を「当該上場株式等の譲渡に係る」に改め、「金額、」及び「金額又は」の下に「当該上場株式等の譲渡に係る」を加え、同条第十六項第二号中「の株式等」を「の上場株式等」に、「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十三項及び第十五項」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「当該株式等」を「当該上場株式等」に改め、同条第十八項中「株式等に」を「上場株式等に」に改め、同条第二十「、法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第二十一項中「附則第三十五条の二第十項第三号」を「附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第十項第三号」に改め、同条第二十二項中「配当所得等」を「配当所得等」に改め、同項第四号及び第五号中「附則第十六条の二の十一第四項」を「附則第十六条の二の十一第二項」に改め、同条第二十三項中「附則第十六条の二の十一第四項」を「附則第十六条の二の十一第二項」に改め、同条第二十四項中「株式等」を「上場株式等」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の二第八項第三号」を「附則第三十五条の二の二第八項第三号」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の二第十項第五号」を「附則第三十五条の二の二第八項第五号」に改め、同項第三号中「附則第三十七条」を「附則第三十七条の二」に改め、同項第四号及び第五号中「附則第十八条第十項」を「附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項」に改め、同項第六号中「附則第二十条」を「附則第二十一条」に改め、同条第二十五項中「附則第十八条第十項」を「附則第十八条第八項」に、「第三十七条の十第一項」を「第三十七条の十一第一項」に、「株式等」を「上場株式等」に、「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に改め、同条第二十六項の表法第三百十三条第三項の項中「第二十五条の十二の二第二十一項第一号」を「第二十五条の十二の二第二十三項第一号」に改める。

附則第十八条の六第三項中「同条第六項」を「同条第八項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同条第四項中「附則第三十五条の三第三項の規定による特定株式」を「附則第三十五条の三第五項の規定による特定株式」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第三項又は第六項」に改め、同項第三号中「上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」に改め、同項に次の一号を加える。

二　前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、その年分の法附則第三十五条の三第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）及び同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。

附則第十八条の六第五項中「附則第三十五条の三第四項」を「附則第三十五条の三第六項」に改め、同条第六項中「附則第三十五条の三第四項」を「附則第三十五条の三第六項」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「（当該損失の金額のうちに法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額）」を削り、同条第七項中「株式等」を「一般株式等」に、「附則第三十五条の二第二項」を「附則第三十五条の二の二第二項」に改め、「金額、」及び「金額又は」の下に「当該一般株式等の譲渡に係る」を加え、同条第十二項中「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第五項」に改め、同条第十四項中「附則第三十五条の二第五項第三号」を「附則第三十五条の二第四項第三号」に、「附則第三十五条の二第四項第五号」を「附則第三十五条の二第四項第六号」に、「附則第三十五条の二第四項第七号」を「附則第三十五条の二第四項第八号」に改め、同条第十五項中「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に改め、同条第十六項中「附則第三十五条の三第四項」を「附則第三十五条の三第六項」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「（当該損失の金額のうちに法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額）」を削り、同条第十七項中「附則第三十五条の二第二項」を「附則第三十五条の二の二第二項」に改め、「金額、」及び「金額又は」の下に「当該一般株式等の譲渡に係る」を加え、同条第十八項中「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第五項」に改め、同条第十九項中「附則第三十五条の三第四項」を「附則第三十五条の三第六項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第五項」に改め、同条第二十項中「附則第三十五条の二第五項第三号」を「附則第三十五条の二第四項第三号」に、「附則第三十五条の二第四項第五号」を「附則第三十五条の二第四項第六号」に、「附則第三十五条の二第四項第七号」を「附則第三十五条の二第四項第八号」に改め、同条第二十一項中「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第五項」に改め、同条第二十二項中「附則第三十五条の三第四項」を「附則第三十五条の三第六項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第五項」に改め、同条第二十三項中「附則第三十五条の二第五項第三号」を「附則第三十五条の二第四項第三号」に、「附則第三十五条の二第四項第五号」を「附則第三十五条の二第四項第六号」に、「附則第三十五条の二第四項第七号」を「附則第三十五条の二第四項第八号」に改め、同条第二十四項中「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第五項」に改め、同条第二十五項中「附則第三十五条の三第四項」を「附則第三十五条の三第六項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第五項」に改め、同条第二十六項中「附則第三十五条の二第五項第三号」を「附則第三十五条の二第四項第三号」に、「附則第三十五条の二第四項第五号」を「附則第三十五条の二第四項第六号」に、「附則第三十五条の二第四項第七号」を「附則第三十五条の二第四項第八号」に改め、同項に次の四号を加える。